

柳井市都市計画審議会【議事録】

と き 令和8年1月20日（火） 13時30分から14時45分まで

ところ 柳井市役所3階大会議室

（建設部長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、柳井市都市計画審議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めます、柳井市建設部長の儀部と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、開会にあたりまして、柳井市長 井原健太郎よりご挨拶を申し上げます。

（柳井市長）

こんにちは。本日は、柳井市都市計画審議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい方々ばかりでございます、委員の皆様には、本日ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、新たに委員にご就任をいただいた方々も含めまして、皆様には平素から市政各般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことを重ねて感謝、お礼を申し上げたいと思っております。いつも本当にありがとうございます。

本日ご審議いただきます議案でございますが、柳井都市計画道路、柳井都市計画公園、そして柳井都市計画市場の変更ということでございます。

まず1点目の柳井都市計画道路でございますが、令和3年度に柳井市都市計画道路見直し方針というものを策定をしております。この方針に基づきまして、5つの路線を全線廃止、2つの路線を一部廃止、3つの路線を一部変更させていただくというものでございます。

2点目の柳井都市計画公園の変更につきましては、柳井都市計画道路山手線の廃止に伴いまして、岡ノ上公園の駐車場部分を都市計画公園に編入をするというものでございます。

そして3点目でございますが、柳井都市計画市場の変更でございます。山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場が昨年3月をもちまして閉鎖となっております。今後におきましても、市場として利用する予定というものは無いということでありまして、この度、都市計画市場を廃止するものでございます。

詳細につきましては、後程議事の中で事務局からご説明をさせていただきますが、以上、大きく、本日は3点についてご審議をいただくということでございます。

本日のこの審議会におきましては、様々な背景をお持ちの、また知見、知識含めてそうしたものの深い方々ばかりでありますので、それぞれの見地から、ご意見、ご議論をいただき、本市の都市計画行政というものが、着実に前に進んでいく、つまりは、まちづくりが前に進んでいく、進めていくという視点から、ご協力をお願いをさせていただければというふうに思います。本日もどうかよろしく願いいたします。

(建設部長)

それでは始めに、本日の配付資料の確認をいたしたいと存じます。資料は3種類ございます。1つ目は、右上に「資料編」と記載をされたもので、議事次第や席次表、委員名簿でございます。次に2つ目は、議案書、A4横の冊子でございます。3つ目は、右上に「議事資料」と記載したもので、本日の議案の説明資料です。ご確認のほどよろしく願いします。よろしいでしょうか。

また、お手元にマイクを1本ずつお配りをしております。ご発言の際は、お手数ですが、スイッチを入れていただきまして、発言が終わりましたら、その都度スイッチをお切りくださいますよう、よろしく願いいたします。

本日の議事は、資料編にございます、議事次第の通りでございます、全体の会場の終了時刻は15時を予定しております。

それでは、議事次第の「2 委員の紹介」に移らせていただきます。資料編の2ページ目でございます。委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

まず最初に、山口大学非常勤講師の村上委員でございます。

(村上委員)

村上です。よろしく願いいたします。

(建設部長)

続きまして、徳山工業高等専門学校准教授の目山委員でございます。

(目山委員)

目山でございます。

(建設部長)

続きまして、柳井市農業委員会長の宮本委員でございます。

(宮本委員)

はい。よろしく申し上げます。

(建設部長)

続きまして、前柳井商工会議所専務理事で、本審議会会長の下村委員でございます。

(下村会長)

下村でございます。よろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の坂ノ井委員でございます。

(坂ノ井委員)

どうぞよろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の友座委員でございます。

(友座委員)

はい。皆さんこんにちは。友座でございます。よろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の中本委員でございます。

(中本委員)

はい。皆さんこんにちは。中本英宏と申します。よろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の三島委員でございます。

(三島委員)

こんにちは。公明党の三島です。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の山本委員でございます。

(山本委員)

山本滯馬と申します。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井警察署長の堀田委員でございますが、本日は代理として、西村交通課長にお越しいただいております。

(西村交通課長)

西村と申します。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井土木建築事務所長の嶋原委員でございます。

(嶋原委員)

嶋原でございます。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井農林水産事務所長の河野委員でございます。

(河野委員)

河野と申します。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市母子保健推進協議会の中原委員でございます。

(中原委員)

中原でございます。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井商工会議所女性会の福田委員でございます。

(福田委員)

福田でございます。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

なお、1号委員で山口県議会議員の有近委員でございますが、本日は都合によりご欠席でございます。

柳井市都市計画審議会委員は、以上の15名で構成されております。委員皆様方に、令和8年3月31日まで、2年間の任期で本都市計画審議会委員をお願いしているところでございます。

ここで、定足数につきましてご報告申し上げます。柳井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会の開催に委員の過半数以上の出席が必要となっております。本日は15名中、14名の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に移りますが、本日の審議会では、審議議案4件について、事務局よりご説明させていただきたいと存じます。それでは下村会長、よろしくお願いいたします。

(下村会長)

本審議会会長の下村でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、お寒い中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。本日の議事進行が滞りなくスムーズに運営されることをお願い申し上げます。一旦、着席させていただきます。

最初に、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。2号委員から三島委員様、3号委員から河野委員様をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

はい。ありがとうございます。

それでは、議事の審議に入りたいと存じます。本日の諮問案件は4件でございます。柳井都市計画道路の変更について、それぞれ県決定に関する案件が1件、市決定に関する案件が1件でございます。柳井都市計画道路の変更に関わる議案第1号、議案第2号について一括して、事務局から説明をお願いいたします。

お願いいたします。

(都市計画課長)

都市計画課長の岸田と申します。よろしくお願いいたします。

1号議案、2号議案ともに、都市計画道路の変更ということで、お配りしております議案書と、それからお手元にお配りしております、パワーポイント、スクリーンと同じ資料がございますので、こちらを併せてご覧いただければと思います。スクリーンにあります物は、お配りしたものと同じでございます。よろしくお願いいたします。

まず、本市全体での都市計画道路の見直しについてご説明をさせていただきます。次に、今回都市計画道路の廃止対象の7路線、うち5路線は全線廃止でございますが、明法寺新市線、新市三本松線、柳井港線、山手線、小深田稻積線、こちらが全線廃止の案件でございます。それから2路線については、一部区間廃止ということで、中央通り線、古開作中開作線でございます。

次に、廃止の影響を受ける都市計画道路変更対象の3路線、南柳井線は県決定の案件でございます。古開作線、後地和田線、この全部で3路線でございます。

こちらについて説明した後、都市計画変更手続きの経緯についてご説明を申し上げます。

最初に、都市計画道路とはということでございますけれども、都市の骨格を形成する重要な都市施設の一つであり、円滑な都市交通と良好なまちづくりを実現するために、都市計画法に基づき位置付けられている道路でございます。都市計画道路の計画区域内では、将来の整備を円滑に行うため、建築物を建てることに対して、一定の制限が課されております。

次に、本市における都市計画道路の現状についてご説明をいたします。ご覧いただいているのは、柳井市で計画されている都市計画道路を地図上で示した図でございます。赤色、茶色、緑色のラインが、現在柳井市内において都市計画決定されている都市計画道路を示しており、19路線となっております。これらの都市計画道路の整備状況でございますけれども、長期にわたって未着手の路線も多く存在しており、山口県全体の整備率は、

令和6年3月現在で約62%なのに対し、本市では令和7年3月現在、56%ということで、県平均よりも低い状況となっております。なお、ここでは23路線となっておりますが、これは特殊路線4路線を含めた路線での数でございます。

このように本市には整備が未着手である都市計画道路が多く存在しております。計画した当初は、市街地の人口が増加傾向にあり、市街地がさらに拡大されることが予想されておりました。そういうことで都市計画道路、昭和33年を中心に決定をされておりますが、近年では、反対に世帯数減少が進み、市街地の拡大が収束していることなど、計画を決定した当時と比べて社会情勢が大きく変化をしております。それによって、当時と現在とでは都市計画道路の必要性に変化が生じていることから、廃止を含めた都市計画道路の見直しを行うこととしました。

次に、都市計画道路を廃止することによって規制の内容にどのような変化があるのかということをご説明いたします。都市計画道路の範囲内では、鉄筋コンクリート造の建物、地下を有する建物や、3階建て以上の建物は建築できないといった制限がかかっております。都市計画道路を廃止、変更した場合、建築物に対するこれらの規制がなくなります。都市計画道路を廃止変更したことで現在の道が使えなくなるわけではございません。また、今後整備を行わないということではなく、道路の機能を維持するために必要な補修、改修等は今後も行っていきます。

では、これまで都市計画道路をどのように見直してきたか、その流れについてご説明をいたします。柳井市では、令和3年度に都市計画道路の見直しに着手してございまして、その検討対象路線は、当時柳井市にあった27路線のうち、当時事業完了した4路線を除いた23路線としております。見直しを行うにあたり、まずは、見直し基本方針というのを策定し、見直す際の基準や方針を立て、それに沿って見直し方針を策定いたしました。今回はその見直し方針に従って、10路線の都市計画道路の変更を行いたいというふうと考えております。

これはただいま説明をいたしました、市内全体の都市計画道路の見直し方針でございます。青色の路線については存続区間、赤色の区間は廃止候補区間というふうになっております。見直し対象の23路線中、一部廃止を含む廃止区間が13路線となっております。令和3年度に向地線と土穂石線、令和5年度に樋の上姫田線の全線と姫田線の一部、令和6年度に柳町土穂石線の全線と柳井駅八丁土手線の一部を廃止しております。

こちらは、廃止する都市計画道路の拡大図でございます。今回廃止する路線数は7路線というふうになっておりますけれども、全区間計画廃止が明法寺新市線、新市三本松線、山手線、柳井港線、それから小深田稲積線、この5路線でございます。2路線は一部区間計画廃止ということで、中央通り線の一部、それから古開作中開作線の一部ということでございます。

都市計画道路の変更も含んだ10路線の今までの決定の経緯でございます。古開作線を除く9路線については、すべて当初決定が昭和33年ということで、もう70年近い年月

が経っております。古開作線は昭和47年に当初決定をしております。最終決定は、昭和49年に古開作中開作線を、平成元年に明法寺新市線、新市三本松線、柳井港線、山手線、小深田稲積線、それから中央通り線については平成8年、南柳井線は平成14年、古開作線は平成18年、後地和田線は令和5年にしております。

次に都市計画道路廃止の理由についてご説明をいたします。大きく分けて3つございます。一番、立ち退き対象の家屋が多いということ、道路の構造的課題などの事業上の課題でございます。2番目に、将来交通量が少ないということでございます。3番目、長期にわたり建築制限をかけ続けることは、土地所有者の負担となるということで、この3項目を順々に説明をいたします。

まず、立ち退き対象家屋が多いことや道路の構造的課題などの事業上の課題についてございます。この図面は、ここに柳井駅がありまして、柳井中学校がございます。こちらに裁判所がございます、今からちょっと全体を3つに分けて、拡大して説明して参ります。

まず、西側の図面でございます。山手線につきましては、柳井中学校と柳井小学校があって、その間の後地和田線の峠に起点がありまして、この構造上交差点の設置ができないという状況でございます。岡ノ上公園付近では、周囲が低いところと高いところと大きな段差がありまして、山を削るとか、そういった大規模な地形の改変が伴います。中央通り線につきましては、都市計画道路上に家屋が多く存在し、立ち退き対象者が非常に多い状況でございます。

次に、中央部分の拡大図でございます。先ほどの山手線の続きですが、地形が複雑でございます、大きな段差が発生するところもございます。特に宮野県営住宅の近くでは、急峻な崖等が多く、大きな段差が発生する状況でございます。そういったところに都市計画決定がされているというところがございます。続きまして明法寺新市線でございますけれども、国道188号柳井バイパスのビジコム柳井スタジアムということでございますけれども、ここから柳井川を通過して、旧国道188号やJR山陽本線、新市通り、こういったところを全部高架で跨ぐような形の立体交差が計画されているということでございます。それに伴って古開作中開作線を延長したとしても、ここが高架部分になっているのと、すぐ南側に鉄道が走っているために、右折ができないと、こちらに行きたくてもいけないというような、高架部分と交差というような構造をしているということでございます。それから、古開作中開作線は先ほど申した通りで、側道部分にしか接続できないということで、もう左折だけ、右折だけというような状況です。新市三本松線については、元中央フードがあったところから始まっておりますけれども、ここに川がありまして、川の大規模な作り替えが必要になるといったところと、家屋がたくさんあるといった状況でございます。

今度は東側の図面でございます。先ほどの山手線の続きでございますが、ここに代田八幡宮がありまして、こちらが道路用地にかかっている状況です。また、こちらも高架で橋

を渡るような計画になっております。それから、新市三本松線については、こちらについても、高架の立体交差がございます。このあたりは、新興住宅がありますけれども、それを中心として、立ち退き家屋が非常に多い状況でございます。小深田稲積線につきましては、この辺りの地形が複雑で急勾配であるのと、ここから急勾配で、鉄道の下をくぐりまして、鉄道をくぐったらすぐに、国道188号ということございまして、構造上こういった交差点というのが、非常に困難な構造をしているというような状況でございます。次に、柳井港線でございますけれども、計画決定当初は、この終点のあたりから大島航路がありまして、そのフェリー乗り場に繋がる路線として計画をされておりますけれども、今は大島大橋ができて、大島航路が廃止となっております。それから、柳井港駅から国道に出るところにつきましては、代わりの路線がこの国道188号バイパスの整備時に、整備が終わっております。

大きな2番目でございますが、将来交通量が少ないということでございます。都市計画道路は都市内交通の円滑処理という機能がございましてけれども、将来交通需要が基準を超えるかどうか存続の判断の基準となっております。例えば、2車線の路線ですと、1日4,000台以上の通行があると見込まれる場合は、「存続が必要あり」というふうに判断をいたしますけれども、今回の対象の7路線とも多いところで、1日3,200台かそれ以下という検証結果が出ておりまして、極めて少ない状況でございます。

大きな3番目は、長期にわたり、建築制限をかけたままということは、土地所有者の負担となるということでございます。都市計画道路区域内において、建築物の建築をしようとする場合には、都市計画法第53条による許可が必要となっております。その許可基準といたしましては、冒頭申し上げた通り、階数が2以下でかつ地階を有しないこと、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造で、容易に移転除去ができることということになっております。そういった状況の中で、もう70年近くにわたり、建築制限をかけたままという状況でございます。

以上の大きな3つの理由によりまして、図に示しております5路線を全線廃止、2路線を一部廃止ということでございます。

その一部廃止路線の終点の拡大図でございます。中央通り線につきましては、本橋の辺りを起点としまして、ここに柳井まちなか駐車場がありまして裁判所のあたりに至る路線でございますが、南側に、姫田線という都市計画道路がございます。こちらの交差点までを都市計画道路とし、それから東側を廃止ということでございます。それから、古開作中開作線につきましては、柳井警察署の交差点を起点としまして、先ほどの明法寺新市線の交差点までが終点ということになっておりますけれども、新栄通りの突きあたりまでを存続区間とし、整備していない区間を廃止するということでございます。

全線廃止を予定しております都市計画道路の新旧対照表でございます。議案書に記載をしておりますけれども、現在、上の段が、今都市計画決定されている内容でございますが、いずれも、全線廃止ということで、全部横棒ということになります。4路線目、5路

線目についても同様でございます。

次に、一部廃止対象路線の2路線につきましてでございますが、まず、路線の延長が変更になるということでございます。中央通り線につきましては、延長750メートルが350メートルということで400メートル短縮をするということでございます。それから、終点が変わりますので東土手から土手町に変わります。経由する経過地でございますが、平成17年に合併をして、「大字」という文字がなくなっておりますのでその文字を削除して、柳井市柳井津というふうにしております。交差点の数が短縮によって減りますので3箇所から2箇所ということにしております。次に古開作中開作線でございますが、まずこれ地名の方ですが、短くなるということで、元は新市南までだったのですが、天神までということになります。主な経過地は、終点が天神なのに天神にするのも難しい面がありますので、柳井市中央一丁目というふうにしております。延長については、1,140メートルが1,000メートルということで140メートル短くなります。交差点の数でございますが、平面交差4箇所であるのを、今回短くなり、交差点が少なくなるということで、平面交差3箇所というふうにしております。

続いて、都市計画道路廃止の影響を受ける3路線について、ご説明をいたします。南柳井線、これは国道188号柳井バイパスでございます。それからあと、それに接続する古開作線、ここが株式会社トクヤマの工場でございます。この交差点を起点とする路線でございます。それからあと後地和田線、柳井小学校から柳井中学校までの路線、この3路線が影響を受けますので順に説明をして参ります。

まず、南柳井線、国道188号柳井バイパスについてご説明して参ります。先ほどの都市計画道路の廃止、平面交差をしている明法寺新市線、新市三本松線、柳井港線、山手線、小深田稲積線の廃止に伴いまして、交差箇所の隅切りについて処理を行う必要が生じたため、交差点部分の都市計画道路の区域を変更いたします。こちらが、明法寺新市線との交差点でございます。こちらがビジコム柳井スタジアムのあるところでございます。こちらにつきましては、明法寺新市線の起点部分に柳井川の橋がありまして、その起点部分が橋ということでかなり高い位置に架かる計画になっておりました。それに伴いまして、今ある国道188号バイパスも、かなり急な坂を上がって行って、県道柳井上関線の交差点のところまで下り坂になるというような計画になっておりましたけれども、こちらが廃止になるということで、現在の道路の範囲に変更するということで、法面を縮小するという変更でございます。山手線については、ここが中国電力柳井発電所の入口でございますけれども、山手線が廃止になるということで、現状の交差点にならって、都市計画道路の区域を変更するというものでございます。新市三本松線の廃止に伴いまして、旧国道188号と今の188号との交差点部分でございますけれども、現状の交差点の方に区域が変更になるということでございます。柳井港線、今こちらの方に柳井港のフェリーターミナルがございまして、こちらの方に信号のある交差点がございまして、こちらの辺りと、現在の予定だった柳井港線についての交差点の部分を、現状の交差点に合わせて変更をしま

す。それからあと柳井港線には、駅前広場もついておりましたけども、こちらについても都市計画決定の廃止でございます。小深田稲積線につきましては、今回廃止になるということで、その交差点部分の現状に合わせた変更ということでございます。これも含めて、西側から東側に向けて都市計画決定がどのように変更するかということでございますが、まず柳井警察署から株式会社トクヤマの工場の手前までは、変更はございません。この部分から東側については、現在は黄色い線で都市計画決定されておりますけれども、これをちょっと微妙にちょっと重なってわかりにくいんですけども、赤色の区域に変更するというところでございます。続いて、トクヤマの工場の入口、ビジコム柳井スタジアム、県道柳井上関線の交差点にかけても、黄色い区域から赤い区域に変更をかけるというものでございます。続いて、柳井川にかかる大きな橋から柳井化学工業、中国電力の柳井発電所の入口にかけても、黄色い区域から赤い区域へと変更となります。その東側は、卸センターでございます。それからあと旧国道188号と合流する交差点でございます。こちらが柳井港のフェリーターミナルでございます。こちらについても、黄色い線から赤い区域に変更をします。一部分、全く変更がないところもでございます。その東側、柳井港フェリーターミナルのところから遠崎との境まででございますけれども、こちらについても黄色い区域から赤い区域へと、微妙ではございますが変更がでございます。

新旧対照表でございますけれども、上の段が現在のものでございます。現在のものと比べると、幅員構成が変わっているところがございます。新柳井大橋ということで柳井川の橋がかかっております部分でございますけれども、当初は25.5メートルで計画をしておりましたけれども、現状の橋の計画等の構造に合わせて、1メートル幅員が減っております。24.5メートルでございます。平面交差の箇所数でございますが、都市計画道路の廃止に合わせまして、8箇所から3箇所に減るということでございます。地名ですが、合併して大字という文字がなくなっておりますので、大字の文字を削除をして変更後としております。

続きまして、古開作線の都市計画道路の変更でございます。株式会社トクヤマの工場の入口の交差点部分の拡大図でございます。この図面においては、変更前の色を緑色、変更後を赤色にしております。緑色より、赤色の方が外側に出ているということがわかると思うのですが、こちらにつきましては、この交差点の計画に合わせて、この古開作線の起点部分について、右折車線、将来交通量の予測とかそういったものを踏まえまして、右折車線を延長するというところでございます。それから、当初の計画ではこの交差点に近いところの歩道の幅員が両側1.5メートルになっておりましたけれども、この標準幅員12メートルの都市道路の歩道幅員は2.5メートルということで、今現在この2.5メートルから1.5メートルに縮小、狭まる計画になっておりますけど、それを2.5メートルにそろえるということで、ちょっと外側の方に出ているという状況でございます。

新旧対照表でございますけれども、延長等の変更はございませんけれども、平面交差の数が、今まで廃止をした都市計画道路があり、その箇所数等も踏まえまして、変更前の3

箇所から2箇所にするということでございます。

3路線目、後地和田線でございます。後地和田線につきましては、都市計画道路山手線の廃止に伴って、交差点の箇所数に変更となります。続きまして、新旧対照表ですが、平面交差の数が2箇所から1箇所に減るということでございます。以上3路線につきましては、都市計画決定の変更ということでございます。

最後に、都市計画変更手続の経緯についてご説明をします。まず都市計画変更に係る素案の縦覧、説明会、公聴会の開催状況でございます。変更対象路線の素案の縦覧につきましては、7月22日から8月21日まで、柳井市都市計画課にて実施いたしました。県決定でございます南柳井線につきましては、柳井市役所に加え、県都市計画課、山口県柳井土木建築事務所においても縦覧を実施しております。素案の説明会につきましては、8月3日に1回、4日に2回、全部で3回開催しております。公聴会につきましては、8月21日に実施する予定でございましたけれども、公述申出書の提出が期限内にございませんでしたので、中止となっております。都市計画決定の案の縦覧につきましては、11月18日から12月2日までの2週間、案の縦覧を行っております。期間中の意見書の提出はございませんでした。本日の柳井市都市審議会においてご審議をいただき、県決定の部分については、山口県都市計画審議会に付議をするという予定にしております。それではご審議のほどよろしくお願いいたします。

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号につきまして、ご質疑がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

三島委員さん、どうぞ。

(三島委員)

最初の議案書の1ページ目にある、これ昭和33年でございますので、今から考えたら今年で68年も経っています。私はちょうど今回5期が終わったところですから、20年ほど議会にいましたが、都市計画審議会に半分ぐらいずっといたのですが、ほとんどこういう議論も出ずに、たまに中止があつて、年に1回ぐらいしかやってないときもありますが、こんな長い間にですね、世の中変わったから転換をするかもしれませんけども、68年の間、何をしていたのかなというふうに。素朴な疑問です。最近になって、職員さんが変わったのだと思うのですが、こういうふうな形でここ3、4年はね、こういうふうに変化があるというふうになっています。それまでは全くこういう、議題は上がつてこなかったのですが、その辺はどういう、何か経緯がありますか。

(下村会長)

事務局の方から。

(都市計画課長)

今回の柳井都市計画道路の変更までに、いろいろ経緯がございました。昭和33年当初決定ということで、68年というふうにおっしゃられましたけれども、その間に、柳井市では、柳井駅前付近、柳井駅門の前線や中央通り線などを順次整備をしております。現在においても、国道188号柳井・平生バイパスということで、都市計画道路としては「裾の割線」ということでございまして、現在も都市計画道路の整備は順次行っているところではございますけれども、近年、全国的に都市計画道路未着手の問題というのが顕在化しているということで、見直しをということでございまして、20年近く前からそういった見直しをするよということを言われておりました。柳井市においては、令和3年度に都市計画道路の見直しの方針を定めたということでございまして、ちょっと当初の見直しをするよというふうに言われた時期から少し時間が経ったのですけれども、近年見直しをということでございまして、計画を立てて、それに基づいて、順次、都市計画道路の廃止、一部廃止を行ってきているというところでございます。

(下村会長)

三島委員さん続けてどうぞ。

(三島委員)

これ以外にまだ残っているのが、未着手のものがありますか。審議するような路線。

(下村会長)

はい。課長どうぞ。

(都市計画課長)

令和3年度に計画した見直し方針に基づいて、今回廃止、一部廃止を行いましたら、一連の計画見直し方針に基づく廃止は、一旦終了ということになります。まだ、残りの存続区間については、一部まだ、整備ができてないところもあるのですが、概成済みのところが大半でございまして、都市計画道路上に、道が通っているというような状況でございまして、一から新しく道路を作るところについては、今、国が実施している国道188号柳井・平生バイパスということになります。

(下村会長)

どうもありがとうございました。その他、ご質疑とかございませんでしょうか。特にないようでしたら、採決に入りたいと思いますが。

(山本委員)
すみません。

(下村会長)
山本委員どうぞ。

(山本委員)
ありがとうございます。議事資料の26ページについてお伺いできればと思います。南柳井線と明法寺新市線の交差部に、少しそちら側に道が伸びているということで、それが、それはもう残って、後の計画が廃止という形になるのでしょうか。

(都市計画課長)
明法寺新市線は、今回全線廃止ということでございまして、それに伴って南柳井線は、この変更前が黄色い部分、ちょっと黄色と赤が重なっておりますけれども、変更前は黄色とちょっと赤色の下に重なっている黄色い部分が赤色の部分に変わるということでございます。南柳井線については、都市計画道路の区域が変更になるということでございまして、南柳井線については存続路線ということでございます。

(山本委員)
今少し明法寺新市線の方に少し出ている道路も残る形なのでしょうか。柳井川方面にちょっとだけ道路ができてまして、それはなくしたりすることなく、そのままという。

(都市計画課長)
赤色が少し出ている部分ということでしょうか。都市計画道路としては赤色の区域までということございまして、赤色の北側に堤防とか、柳井川があるんですけれども、こちらについては現状とは変更ないということでございます。

(山本委員)
ありがとうございます。それで、話題は変わるんですけども、同じ26ページの左の方の交差点ですね。そこは県の管轄かもしれないんですけども、ここ東西南北の交差点には横断歩道があるイメージなんですけれども、東にだけないのは、理由があったりするのでしょうか。

(都市計画課長)
数年前に、交差点に信号機をつけるという議論があって、その前が押しボタン式の信号でした。その時の状況を、押しボタン式の分をそのまま改造して、今現在の信号機になってい

るということでございますので、その部分については国道も暫定2車線ということでございますので、完成形ではないということでございます。

(山本委員)

ありがとうございます。最後にすみません。柳井港線なんですけれども、こちらにかなり土が盛ってある状態だと思うんですけども、それが今回の廃止等で無くなったりということは特に関係ないんでしょうか。

(都市計画課長)

柳井港線につきましては、当初の計画決定の幅員15メートルまではいかないのですが、既存の道路があるという状況でございます。現在の都市計画の廃止というのは、計画が廃止というふうになるのでございまして、現状と大きな変化はないということでございます。

(山本委員)

すみません。ありがとうございました。

(下村会長)

山本委員さんよろしゅうございますでしょうか。

(山本委員)

はい。ありがとうございます。

(下村会長)

他にご質疑がありましたら。目山さんどうぞ。

(目山委員)

あの、説明会とかいくつかされてるので、確認しておきたいんですが、参加者っていうのはどのぐらいあって、実際、その反応としてはいかがなものだったのか、表立ってなんて言いますか公述書が出てるわけじゃないので、反対意見があるわけではないんですけど、そのあたり、ご披露いただけないでしょうか。

(都市計画課長)

はい。今回の都市計画変更にあたりましては、法定の素案の縦覧の前に3回ほど意見交換会を開催しております。5月28日から30日にかけて、3日間の4回開催しております。開催に当たっては、関係地権者580名には、その道路の変更内容を図面とか文面で記した

開催案内をお送りしまして、関係自治会へは、開催案内の回覧をお願いして周知を図っております。意見交換会への参加者は、4回合わせて73名でございました。いろいろな意見は出ました。計画そのものへの反対意見はありませんでしたけれども、意見の主要な内容としては、この都市計画道路が廃止になった後に、その既存の道路の改善を図って欲しいという要望とか、そういったものが主でございました。それからあと、法定の素案の縦覧につきまして、先ほど3回ほど説明会を開催したというふうに申しあげましたけれども、関係地権者580名には、再度、開催案内をお送りいたしまして、縦覧者は1名、説明会の参加者は38名でございました。こちらの説明会につきましても、意見としては、同様の意見でございました。以上でございます。

(下村会長)

目山さん、どうぞ。

(目山委員)

ありがとうございました。個人というか、この委員の立場で申し上げますけれど、今回の変更については、私は権利の制限を70年近くかけてきたってということを踏まえれば、早めに、もっと早めに廃止に踏み切るべきだったというのが1点。それから変更の箇所については、事業、要は廃止も含めて、それに伴う交差点の変更なので、必要な手続であると考えておりますので、妥当ではないかというふうに考えております。問題があるとすれば、住民から意見が出ているように、やはり既存の道路が、十分っていうか密に入った地域なんですね。しかし、道路が昭和33年といいますと、ホンダN36という、360ccの軽自動車が家があれば、いい車のある家という認識があったような時代、それが40年代なんですけれど、それよりずっと以前で、自動車が道路を通るっていう前提で都市計画を組んでない時代。だから将来的にはそう世の中が変わるだろうと思ってやってたのが、今セルシオみたいな3,000ccの車が、そういう道を通ってるっていう状況になっておりますんで、そのところで、都市計画道路として、幅員14メートルの補助幹線道路を作り上げていく必要があるっていうところにあるけれども、既存の道路網が8メートルとか6メートルであるところを、どう改良するかっていう手だてがない。その中で都市計画だけ残していくのは、私は甚だ不適切ではないかなと思っていたので、令和3年に手続きを開始されて、令和7年度に、このように廃止に至るっていうご努力に対しては、非常に敬意を持っていいことではないかなっていう気がいたします。

ただ一方で、柳井のように江戸時代から歴史のある町で、歴史があるっていうか道路網の歴史のある町で、既存の道路をどのように生かしてどのように整備してっていう視点が、都市計画にはよらないけれど、いわゆる道路事業であるとかまちづくりの点で、人が歩ける道をこう整備するとか、あるいは、みどりが丘図書館を作って、もう今道路網の整備をそこでされていますけど、ああいう形でアクセス道路を強化していくとか、そういう努力を積み重

ねられていってる様を見ているので、今後もそういう形で、市民生活、市街地の中心部、市街地の縁辺部、場所にかかわらず、まちづくりが推進されることを願いたいと思っております。内容としては、変更に関しても廃止に関しても、妥当であるというふうに認識はしておりますけれども、都市計画によらないまちづくりというところも、都市計画での都市計画決定を伴わないまちづくりを今後も推進していくっていう形で、都市計画行政というか、まちづくり行政を進めていただきたいというのが、偽らざる気持ちでございます。

以上です。これは半分意見でありました。

(下村会長)

目山委員さん、貴重なご意見ありがとうございました。随分励みになるようなことを賜りましてありがとうございました。村上先生どうぞ。委員さんどうぞ。

(村上委員)

私もこういう都市計画決定、必要なことだし、遅すぎたんだろうと思いますけれど、それは国が、県がそういう判断をして、何ていうかそういう方針を出すまでに時間、年数がかかり過ぎたのがこの地域に影響してるんだろうと思っています。都市計画道路によらない交通の改善という点では、私は自転車まちづくりに少し宇部でも関わっていて、研究面でも少し、交通事故の言及とかもしてきたので、碁盤の目に通っているような道路であれば、東行き、西、北行きというので一方通行を入れたり、やりやすいですけど、柳井のような町では、一方通行にして、車線を減らして、自転車とか歩行者が通行しやすい空間作るというのは、容易ではないかもしれないのですけれども、速度を落とすとかということで、安全で通行しやすい道路に変えていけるんじゃないか。そして、歴史と親しむまちづくりにも、そういうところは車を入れないように、少し止めて歩くことで、楽しく親しめるということももうされていると思うのですが、そういう方向もこれから大いに進めていただけたらと思っています。道路交通法で、法定速度が、中央線のないような生活道路とかでは基本60 km/hだったところが、表示がなければ30 km/hということに、これから変わることもあり、速度を下げ、車だけが強くて便利な道路から、歩行者や自転車が利用しやすい道路にぜひ変えていく努力は期待しているところです。よろしく願いいたします。

(下村会長)

ありがとうございました。貴重な質問やご意見を賜りましてありがとうございました。他にご意見、ご質疑がありませんでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、採決に入りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

採決は、議案第1号と議案第2号について、別々に行います。

それでは、第1号議案につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(下村会長)

ありがとうございました。全員賛成でございました。

議案は、出席者委員の過半数をもって決することになっておりますので、議案第1号は承認されました。

続きまして、議案第2号の採決を行います。議案第2号につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(下村会長)

ありがとうございます。全員賛成でございます。

議案第2号は承認されました。

それでは続いて、議案第3号柳井都市計画公園の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

(都市計画課長)

議案第3号、柳井都市計画公園の変更でございます。

今回の都市計画道路見直しに合わせて、都市計画決定の変更を行う岡ノ上公園についてご説明をさせていただきます。

岡ノ上公園につきましては、先ほどご審議いただきました、都市計画道路山手線にかかっておりました関係で、現状においては、ここに岡ノ上公園の利用者の駐車場がございますけれども、こちらについては都市計画公園に編入していない状況でございました。今回、この山手線が廃止ということございまして、それに伴いまして、岡ノ上公園の駐車場を都市計画公園に編入するものでございます。

それから、当初決定の後に、地籍調査が行われましたので、それに合わせて、現状の公園の区域に微修正を行うものでございます。

新旧対照表でございますけれども、駐車場部分の編入に伴いまして、面積が0.55ヘクタールから0.57haに広がるということでございます。それから、当初決定の後に住居表示が実施されましたので、もともとは大字柳井字岡ノ上でございましたけれども、今回、住居表示に合わせて、柳井市姫田に変更するものでございます。

変更手続きにつきましては、都市計画道路と全く同じ日程で、素案の縦覧、説明会、公聴会、案の縦覧等を行いまして、特に意見はございませんでした。以上でございます。

(下村会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第3号につきまして、ご質疑がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

特にご意見がないようございましたら、採決に入りたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

それでは、議案第3号につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(下村会長)

ありがとうございます。全員賛成でございます。

議案第3号は承認されました。それでは続いて、議案第4号柳井都市計画市場の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

(都市計画課長)

柳井都市計画市場の変更ということでございます。柳井都市計画では、市場の都市計画決定がこの1件ございまして、余田に山口県農業協同組合南すおう地方卸売市場というのがございました。平成11年3月に都市計画決定をされ、同じ年の10月に供用開始をされております。昨年3月末日をもちまして、この卸売市場が閉鎖しました。今後においても市場としての土地利用の計画がないということでございまして、このまま都市計画決定をしている状況ですと、他の用途に、例えば建て替えるときにも、支障が出るということになりますので、今回、都市計画を廃止をするということでございます。

新旧対照表におきましては、廃止ですので、横棒で記しております。

変更手続きの経緯については、先ほどと同じ状況でございまして同日に縦覧、説明会、公聴会、案の縦覧等を行いまして、意見はございませんでした。以上でございます。

(下村会長)

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第4号につきまして、ご質疑がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(山本委員)

はい。

(下村会長)

山本委員さん、どうぞ。

(山本委員)

はい。隣接している南すおう農機センターさんっていうのは、今回何の関係もないんでしょうか。すみません、教えていただけたら。

(下村会長)

課長どうぞ。

(都市計画課長)

昨年3月に閉鎖されたのは南すおう地方卸売市場ということでございまして、他の施設については存続しておりますし、他の今まで市場だった施設においても今後においては、他の用途に利用されるのではないかというふうに考えております。

(山本委員)

ありがとうございます。

(下村会長)

委員さんよろしゅうございますでしょうか。その他ご意見ございませんでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、採決に入りたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(一同) 異議なし

(下村会長)

それでは、議案第4号につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(下村会長)

ありがとうございます。全員賛成でございます。

議案第4号は承認されました。

承認されました議案につきましては、市長宛に、速やかに答申することとさせていただきます。

本日の議事は以上でございますが、せっかくの機会ですのでその他の委員の皆様から何かございましたら、挙手の上、発言願いたいと思います。

その他ございませんでしょうか。

特にご意見がないようですので、以上で審議を終了させていただきます。

円滑な議事にご協力いただき、本当にありがとうございます。これにて閉会ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。部長どうぞ。

(建設部長)

下村会長、ありがとうございました。

先ほど冒頭でも申し上げました通り、本審議会委員の任期は、本年3月末日となっております。

4月以降の審議会につきましては、後日改めてご連絡させていただければと存じますので、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、柳井市都市計画審議会を終了いたします。

委員の皆様方、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。